									六　その他
(十六)	(十七)	(十八)	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)		
その他の設備等			特殊な構造等						
非常用の進入口等	非常用の照明装置		膜構造建築物の膜体、取付部材等		免震構造建築物の免震層及び免震装置		避雷設備		
非常用の進入口等の維持保全の状況	非常用の照明装置の作動の状況	照明の妨げとなる物品の放置の状況	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	膜張力及びケーブル張力の状況	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	上部構造の可動の状況	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況		
目視により確認する。	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあっては、当該記録によりで足りる。	目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		
物品が放置され進入に支障があること。	非常用の照明装置が作動しないこと。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。	鋼材部分に著しいさび、腐食等があること。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること。	避雷針又は避雷導線に腐食、破損又は破断があること。		

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に存する建築物の敷地及び構造については、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百七十一号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千三百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一号中「別表第一」を「別表第一から別表第四まで」に、「同表(ろ)欄」を「それぞれこれらの表の(ろ)欄」に、「同表(は)欄」を「これらの表の(は)欄」に、「同表(に)欄」を「これらの表の(に)欄」に改め、第二号中「別表第二」を「別表第五」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一　換気設備

	(一)	(二)	(三)	(四)
(い)点検項目	機械換気設備			
(ろ)点検事項	給気機の外気取り入れ及び排気口及び排気機の取付けの状況	各室の給気口及び排気口の取付けの状況	風道の取付けの状況	給気機又は排気機の設置の状況
(は)点検方法	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。
(に)判定基準	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。

									(六)	(七)
									煙突	
									建築物に設ける煙突（工作物では、高さ六メートルを超える煙突）	
									煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	付帯金物の劣化及び損傷の状況
									必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
									煙突本体及び建築物との接合部に鉄筋露出若しくは著しい腐食又はひび割れ、さび汁、欠損等があること。	付帯金物に著しいさび、腐食、緊結不良等があること。

建築基準法昭和二十五年法律第二百一号）第十二条第二項に基づき換気設備が設けられた居室				
	(一)	(二)	(三)	(四)
(い)点検項目	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観			
(ろ)点検事項	給気機の外気取り入れ及び排気口及び排気機の取付けの状況	各室の給気口及び排気口の取付けの状況	風道の取付けの状況	給気機又は排気機の設置の状況
(は)点検方法	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。
(に)判定基準	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。